

千葉市エイズ検査・相談事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、千葉市における後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）等に関する検査及び相談等の円滑な実施を目的とする千葉市エイズ検査・相談事業（以下「本事業」という。）について、必要事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は千葉市とする。

(事業内容)

第3 H I V・エイズに関する検査及び相談を希望するものに対して、無料匿名のH I V検査及び個別相談を実施する。

(実施場所)

第4 検査の実施場所は千葉市が検査を委託する医療機関（以下「委託機関」という。）、個別相談の実施場所は保健所、委託機関、派遣依頼のあった医療機関、その他保健所長が必要と認めた場所とする。

(検査)

第5 検査項目は次の各号のとおりとする。

(1) H I V検査（スクリーニング検査及び確認検査）

受検者全員を対象として実施する。スクリーニング検査の結果が陽性、又は判定がつかない検体については、確認検査を実施する。スクリーニング検査の結果が陰性の場合は、当該検査をもって検査終了とする。

(2) クラミジア抗体検査及び梅毒抗体検査

H I V抗体検査受検者のうち、希望者を対象として実施する。

- 2 当該検査は事前予約制とする。
- 3 当該検査は匿名にて実施し、受検者から費用の徴収をしないものとする。
- 4 委託機関は採血前に検査の特性について受検者に説明を行い、受検者が注意事項等を十分に理解したか確認するものとする。
- 5 採血は、医師又は医師の指導監督下において採血行為の資格を有する者が行う。
- 6 当該検査の受検者における希望者に対し、千葉市が派遣するエイズ専門相談員が相談事業を実施する。
- 7 検査結果は、専門知識を有する者から受検者に通知する。なお、受検者の本人確認は口頭でなく、検査申込書の控等により行う。
- 8 H I V検査における確認検査の結果が陽性だった場合の受検者への通知は、医師が本人の心理状態を十分考慮して慎重に行うとともに、併せて専門医療機関の紹介等の必要な支援を

行う。この際は、千葉市が派遣するエイズ専門相談員が同席し、医師を補助する。

(相談)

第6 相談を受けるにあたっては、相談者の氏名・住所・職業については問わない。

2 対面による相談においては、相談室を用意する等、相談環境に配慮する。

3 相談に関するその他の事項は、千葉市エイズ専門相談実施要領で定める。

(実績の報告)

第7 委託機関は、検査及び相談件数を、仕様書のとおり保健所へ報告するものとする。

2 保健所は、「エイズ検査・相談等報告書（月報）」（別紙様式）により、前月の検査及び相談件数を、翌月の9日までに健康危機管理課へ報告する。

(プライバシーの保護)

第8 当該業務の実施にあたっては、プライバシーの保護に十分配慮する。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、千葉市エイズ検査・相談事業実施要領の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

2 エイズ相談・検査実施要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。